

## ○平成26年1月 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申）（中央環境審議会）

### ①捕獲数増加に伴う課題（鳥獣の鉛中毒被害等）への対応

今後、全国的な二ホンジカ等の個体数の増加及び捕獲事業の拡大等に伴って捕獲数の増加が見込まれ、山中で回収できなかった捕獲個体を猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が増加することが懸念される。こうした猛禽類等の鉛中毒被害を防止するため、非鉛弾の使用を進めることが一層重要となる一方、現状では非鉛弾の流通量が少ない等の課題があり、関係者の理解を得て非鉛弾の普及を図る必要がある。

そのため、鳥獣捕獲等を専門に行う事業者に対して可能な限り非鉛弾の使用を求めるとともに、都道府県または国の機関が行う個体群管理のための捕獲事業において放置の禁止を緩和する場合には、非鉛弾使用を条件とする必要がある。

さらに、今後の鉛弾使用について、猛禽類等の鉛中毒に関するモニタリング調査等により鉛弾による影響の適切な把握に努めるとともに、それらの結果等に基づいて対応方針を明確にすべきである。

また、捕獲事業の拡大等を進める際には、捕獲行為による猛禽類等の希少生物の生息環境等への影響を勘案し、また、捕獲によって得られる生態系保全の効果を総合的に判断した上で、捕獲手法や時期などについて、必要な配慮や調整を行うことも重要である。